

= 12月は“町税等の徴収強化月間”です！ =

町は、12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）および使用料（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、町営住宅料、水道料、下水道料、医療費）などの徴収強化に取り組みます。

【徴収強化の取組】

●納付相談

町税や使用料などを納期限内に納めることが難しい方の相談を随時受け付けていますので、ご相談ください。

●催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付されていない方には、文書・電話による催告、自宅や勤務先へ訪問します。

●滞納処分などの強化

町税や使用料などの滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約を守らない方などに対し、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査などを実施し、差し押さえなどの滞納処分を行います。

【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認いただき、まだ納付されていない町税や使用料などがありましたら、お早めに納付ください。

なお、納付書が見当たらない場合は、役場までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から町税や使用料などが各納期限内に合わせて自動的に引き落とされますので、日中お忙しい方や不在がちな方に大変便利です。

口座振替を希望される方は、預金通帳と通帳使用印をご持参のうえ、町内の金融機関でお申し込みください。

納付に関する相談は随時受け付けておりますので、お早めにご相談ください。

お問い合わせ先

		電話	告知端末機
・町税、後期高齢者医療保険料	住民生活課	5-1112	5-8812
・介護保険料	保健福祉課 福祉グループ	5-1113	5-8813
・町営住宅料、水道料、下水道料	建設管理課 管理グループ	5-1116	5-8816
・保育料	認定こども園	5-1254	電話と同じ
・医療費	幌延町国民健康保険診療所	5-1221	電話と同じ

気象台一〇メモ

暴風雪と積雪・降雪の分布状況

北海道ではこれから本格的な冬を迎えますが、過去には暴風雪による死者や車の立ち往生、交通機関への影響などが度々発生しており、宗谷管内でも今年1月の暴風雪で大学入学共通テストが延期、道路の通行止めや交通機関が運休などになりました。

気象台では、猛吹雪や吹き溜まりによる交通障害、暴風による重大な災害が予想される場合には5日前から「早期注意情報（警報級の可能性）」を、2日程度前から「暴風雪に関する気象情報」を、3～6時間程度前から「暴風雪警報」を発表して警戒を呼び掛けます。特に「数年に一度の猛ぶき」という言葉があった場合には厳重な警戒が必要です。さて、今回は解析積雪深・解析降雪量を紹介致します。これらにより、アメダスによる観測が行われていない地域を含めた1時間ごとの積雪・降雪の面的な状況（5km四方）についておおまかな分布状況を把握することができます。

気象庁ホームページ「現在の雪」では、これら解析積雪深・解析降雪量と一緒に道路などと重ね合わせて表示することができるため、除雪・交通プラン策定にもお役立てください。

お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話 0162-23-2679

みんなチェック！ 北海道の最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生など働くすべての人）およびその使用者に適用される北海道最低賃金が令和3年10月1日から改定されています。

時間額 **889** 円

- 最低賃金には、**精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金**は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料・乳製品・糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業・船体ブロック製造業」）で働く方には、北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局

労働基準部 賃金室 電話 011-709-2311

稚内労働基準監督署 電話 0162-23-3833